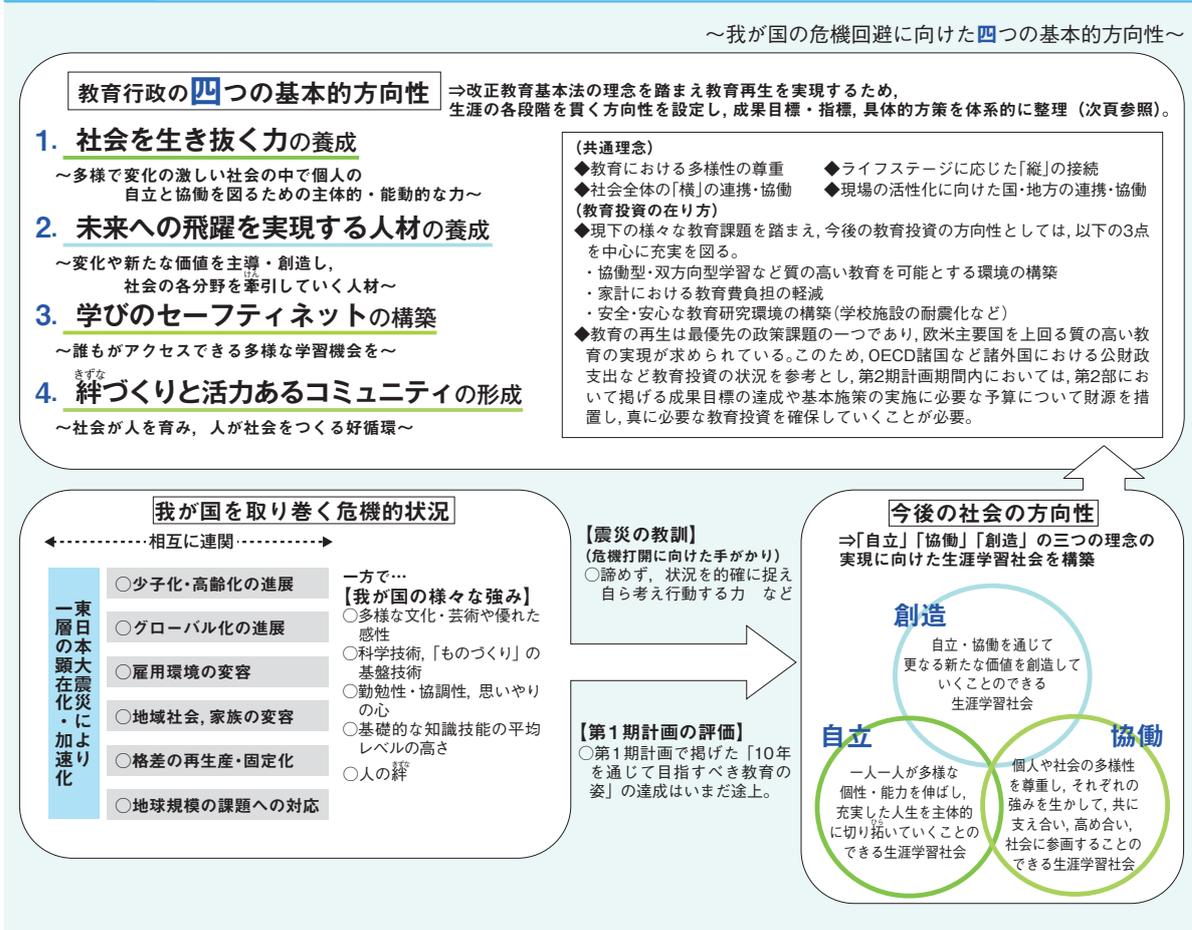


求められています。このため、OECD 諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし、第2期計画期間内においては、各成果目標の達成や基本施策の実施に必要な予算について財源を措置し、真に必要な教育投資を確保していくことが必要であるとしています。

図表 1-1-7 第2期教育振興基本計画第1部総論概要



(2) 第2部（各論）今後5年間に実施すべき教育上の方策

①四つの基本的方向性の実現に向けた基本的な考え方

国が行う教育政策の意義を国民の間で共有し、効果的かつ着実に実施するためには、明確な目標設定と成果の客観的な検証、判明した課題をフィードバックし、新たな取組に反映させる検証改善サイクル（PDCAサイクル）の実践が重要です。

そこで、第1部で示した四つの基本的方向性の実現のため、第2部においては、第2期計画期間である5年間における①成果目標、②成果目標の達成度を検証するための成果指標、③成果目標の実現に必要な具体的施策を示しています。また、各々の成果目標は、初等中等教育段階、高等教育段階、そして生涯学習に関するものに体系的に整理しています。

また、四つの基本的方向性のいずれにも関係すると考えられる方策については、「四つの基本的方向性を支える環境整備」として位置付けるとともに、東日本大震災からの復旧・復興支援についても一つの柱として整理しています。

②四つの基本的方向性に基づく方策

四つの基本的方向性の実現のための八つの成果目標と、成果指標、基本施策の一例を以下にご紹介します。個々の基本施策の説明については、第2部での説明が詳しいので簡潔にとどめます。

4のビジョン, 8のミッション, 30のアクション

(基本的方向性)

(成果目標)

(基本施策)

(★成果指標の例, ◆基本施策の例)

1. 社会を生き抜く力の養成

1 生きる力の確実な育成 (幼稚園～高校)

⇒ 生涯にわたる学習の基礎となる「自ら学び、考え、行動する力」などを確実に育てる。

- ★国際的な学力調査の平均得点を調査国中トップレベルにする。あわせて、習熟度レベルの上位層の増加、下位層の減少。
- ★全国学力・学習状況調査における過去の調査との同一問題の正答率の増加、無解答率の減少
- ★いじめ、不登校、高校中退者の状況改善等（いじめの認知件数に占める、いじめの解消しているものの割合の増加、全児童生徒数に占める不登校児童生徒数の割合、高校中退者の割合の減少など）
- ★今後10年間で子どもの体力が昭和60年頃の水準を上回ることを目指す
 - ◆新学習指導要領を踏まえた言語活動等の充実
 - ⇒特に思考力・判断力・表現力等の効果的な育成に向け、各教科等を通じた言語活動の充実のための取組を推進
 - ⇒各地域の実情を踏まえた土曜日における授業や体験活動の実施など土曜日の活用の促進 など
 - ◆ICTの活用などによる協働型・双方向型学習の推進
 - ⇒確かな学力を効果的に育成するため、ICTの積極的活用など指導方法・指導体制の工夫改善を通じた協働型・双方向型の授業革新の推進 など
 - ◆豊かな心の育成
 - ⇒「心のノート」をさらに充実させ、全小・中学生への配布
 - ⇒道徳を新たな枠組みにより教科化するものの検討 など
 - ◆いじめ、暴力行為等の問題への取組の徹底
 - ⇒未然防止のため、道徳教育・人権教育・体験活動等の推進、非行防止教室の開催などの取組を促進
 - ⇒いじめの防止対策に関する法制化の促進 など
 - ◆全国学力・学習状況調査（全数調査の継続実施）
 - ⇒全数調査の継続的実施
 - ⇒経年変化分析や家庭の状況と学力等の状況の把握・分析等が可能な「きめ細かい調査」の組み入れなど
 - ◆子どもの成長に応じた柔軟な教育システム等の構築に向けた、学制の在り方を含めた検討
 - ⇒6・3・3・4制の在り方を含め、学校制度やその運用等に関する調査研究を実施し、その状況等も踏まえた幅広い検討の推進 など

2 課題探求能力の修得 (大学～)

⇒ どんな環境でも「答えのない問題」に最善解を導くことができる力を養う。

- ★学生の学修時間の増加（欧米並みの水準）
- ★教育課程の体系化、組織的な教育の実施、授業計画の充実など全学的な教学システムの整備状況の向上
 - ◆学生の主体的な学び確立による大学教育の質的転換
 - ⇒学長を中心に、改革サイクルが機能する全学的な教学マネジメント確立の促進
 - ⇒学生の学修時間や留学等の多様な経験を行う機会を確保する観点から就職・採用活動開始時期の変更 など
 - ◆点からプロセスよる質保証を重視した高大接続
 - ⇒大学入学者選抜の改善をはじめとする高大の円滑な接続と連携の促進（高等学校段階での学習到達度テストの結果の活用などを含めた入試の抜本的な改革） など

3 自立・協働・創造に向けた力の修得（生涯全体）

⇒ 社会を生き抜くための力を生涯を通じて身に付けられるようにする。

- ★現代的・社会的な課題に対応した学習を行った人の割合の増加
- ★体験活動・読書活動の実施状況等の改善（体験活動を行う児童生徒等の数の増加、全校一斉の読書活動を実施する学校の割合の増加など）
 - ◆現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進
 - ⇒男女共同参画社会形成の促進、人権、環境保全、消費生活、地域防災・安全、スポーツ等について、学習機会の充実の促進 など
 - ◆学校内外における様々な体験活動・読書活動の推進
 - ⇒社会体験や国際交流体験など、特に青少年を対象とした体験活動の推進や、「子どもの読書活動の推進に関する基本計画」に基づく読書活動の推進 など
 - ◆学習の質の保証と学習成果の評価活用を推進
 - ⇒評価・情報公開の仕組みの構築・普及、教育支援人材の認証制度の推進 など

4 社会的・職業的自立に向けた力の育成

- ★児童生徒の進路に向けた意識の向上（将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合の増加など）
- ★職場体験・インターンシップの実施状況の改善
- ★大学等への社会人受入状況の改善
 - ◆体系的・系統的なキャリア教育の充実
 - ⇒子ども・若者の発達の段階に応じて学校の教育活動全体を通じた指導 など
 - ◆社会人の学び直しの機会の充実
 - ⇒大学等の生涯を通じた学びの場としての機能強化や、企業等の学び直しへの理解促進や奨学金制度の弾力的運用を含めた環境整備 など

2. 未来への飛躍を実現する人材の養成

5 新たな価値を創造する人材、グローバル人材等の養成

- ★国際科学技術コンテストへの参加者の増加
- ★世界で戦える「リサーチユニバーシティ」を10年後に倍増
- ★2020年を目途に日本人の海外留学生数を倍増
- ★学習指導要領に基づき達成される英語力の目標（中学校卒業段階：英検3級程度以上、高等学校卒業段階：英検準2級程度～2級程度以上）を達成した中高校生の割合50%
- ★英語教員に求められる英語力の目標（英検準1級、TOEFL iBT80点、TOEIC730点程度以上）を達成した英語教員の割合（中学校：50%、高等学校：75%）
- ★大学における外国語による授業の実施率（外国語による授業/全授業数）の増加
- ★大学の入学時期の弾力化状況の改善（4月以外で入学した学生数の増加）
 - ◆優れた才能や個性を伸ばす仕組みの推進
 - ⇒飛び入学制度の活用を図り、各大学における積極的な取組の促進
 - ⇒高等学校段階における早期卒業制度の検討 など
 - ◆外国語教育の強化や留学生交流・国際交流の推進、大学・高校等の国際化のための取組の支援
 - ⇒小学校における英語教育実施学年の早期化、指導時間増、教科化、指導体制の在り方等の検討 ⇒大学入試におけるTOEFL等外部検定試験の活用
 - ⇒留学生の経済的負担軽減のための寄附促進や給付を含む官民が協力した新たな仕組みの創設
 - ⇒高校段階から世界で戦えるグローバル・リーダーを育てるため、スーパーグローバルハイスクールを創設 など
 - ◆大学院教育の抜本的改革の支援
 - ⇒専門分野の枠を超えた博士課程教育の構築・展開に向けた大学院教育の抜本的改革や産業界など社会と大学院との連携による人材育成等への支援 など

3. 学びのセーフティネットの構築

6 意欲ある全ての者への学習機会の確保

- ★経済的な理由による高校中退者の数の減少
- ★家庭の経済状況等が学力に与える影響の改善
- ★奨学金の希望者のうち、貸与を受けることができた者の割合の増加
- ★低所得世帯の学生のうち授業料減免を受けている者の割合の改善
 - ◆各学校段階を通じた切れ目のない教育費負担軽減
 - ⇒幼児教育の負担軽減・無償化の検討、義務教育段階の就学援助の実施、低所得世帯等の高校生への修学支援の充実、低所得世帯等の大学生・専門学校生への支援の充実 など
 - ◆挫折や困難を抱えた子ども・若者の学び直しの機会を充実
 - ⇒家庭環境等の要因により学力定着等が困難な児童生徒が多く在席する学校における補充学習等のきめ細かい指導や学び直しの機会の充実 など

7 安全・安心な教育研究環境の確保

- ★学校施設の耐震化率の向上（公立学校について平成27年度までのできるだけ早期の耐震化の完了など）
- ★学校管理下における事件・事故災害で負傷する児童生徒等の減少
 - ◆学校の耐震化、非構造部材の耐震対策を含む防災機能強化、老朽化対策の推進
 - ◆主体的に行動する態度を育成する防災教育等の学校安全に関する教育、地域社会・家庭・関係機関と連携した学校安全の推進

4. 絆づくりと活力あるコミュニティの形成

8 互助・共助による活力あるコミュニティの形成

- ★全ての学校区において、学校支援地域本部など学校と地域の連携・協働体制を構築
- ★コミュニティ・スクールを全公立小中学校の1割に拡大
 - ◆コミュニティ・スクール、学校支援地域本部等の普及
 - ⇒コミュニティ・スクールの拡大や実効性ある学校関係者評価の実施の促進、学校裁量権拡大の促進や、学校支援地域本部等の取組の充実 など
 - ◆大学等のセンターオブコミュニティ構想（COC構想）の推進
 - ⇒地域の高等教育機関が全学的に連携し、解決困難な地域の諸課題に対して学生が課題解決に参加 など
 - ◆家庭教育支援体制の強化
 - ⇒親の学びを応援するため、小学校等の地域の身近な場において、親が交流・相談できる拠点機能の整備 など

4つの基本的方向性を支える環境整備

- ◆教育委員会の抜本的改革
 - ⇒教育委員会の責任体制を確立し、現場の問題に迅速かつ的確に対応できるよう、その抜本的な改革のための検討
- ◆きめ細かで質の高い教育のための教職員等の指導體制の整備
 - ⇒少人数学級の推進、習熟度別指導、小学校における専科指導等の充実、格差解消のための補充学習支援 など
- ◆大学におけるガバナンス機能の強化
 - ⇒学長のリーダーシップによる適切な意志決定を可能とする組織運営の確立、基盤的経費のメリハリある配分 など
- ◆大学の財政基盤の確立と施設整備
 - ⇒国立大学運営費交付金や私学助成など財政基盤の確立と基盤的経費のメリハリある配分 など
- ◆私立学校の振興
 - ⇒基盤的経費等の公財政支援その他の施策の充実・推進、学生等の経済的負担の軽減 など
- ◆社会教育推進体制の強化
 - ⇒社会教育行政が様々な主体と連携・協働し、地域課題の解決に取り組んでいる先進的な地方公共団体の支援 など

図表 1-1-8 第2期教育振興基本計画第2部各論概要

～4のビジョン, 8のミッション, 30のアクション～
(基本的方向性) (成果目標) (基本施策)

1 社会を生き抜く力の養成

1 生きる力の確実な育成 (幼稚園～高校)

⇒生涯にわたる学習の基礎となる「自ら学び、考え、行動する力」などを確実に育てる。

- ★国際的な学力調査でトップレベルに
- ★いじめ、不登校、高校中退者の状況改善 など
- ★今後10年間で子どもの体力が昭和60年頃の水準を上回ることなど

2 課題探求能力の修得 (大学～)

⇒どんな環境でも「答えのない問題」に最善解を導くことができる力を養う。

- ★学生の学修時間の増加 (欧米並みの水準) など

3 自立・協働・創造に向けた力の修得 (生涯全体)

⇒社会を生き抜くための力を生涯を通じて身に付けられるようにする。

4 社会的・職業的自立に向けた力の育成

- ★進路への意識向上や雇用状況 (就職率、早期離職率等) の改善に向けた取組の増加 (インターンシップ等の実施状況の改善、大学等への社会人入学者倍増) など

2 未来への飛躍を実現する人材の養成

5 新たな価値を創造する人材、グローバル人材等の養成

- ★大学の国際的な評価の向上
- ★英語力の目標を達成した中高生や英語教員の割合増加
- ★日本人の海外留学者数・外国人留学生数の増加 など

3 学びのセーフティネットの構築

6 意欲ある全ての者への学習機会の確保

- ★経済状況によらない進学機会の確保
- ★家庭の経済状況等が学力に与える影響の改善 など

7 安全・安心な教育研究環境の確保

- ★学校施設の耐震化率の向上 (公立学校について平成27年度までのできるだけ早期の耐震化の完了 など)
- ★学校管理下における事件・事故災害で負傷する児童生徒等の減少 など

4 絆づくりと活力あるコミュニティの形成

8 互助・共助による活力あるコミュニティの形成

- ★全学校区に学校と地域の連携・協働体制を構築
- ★コミュニティ・スクールを全公立小中学校の1割に拡大
- ★全学校等で評価、情報提供 など

四つの基本的方向性を支える環境整備

- ◆教育委員会の抜本的改革
- ◆きめ細かくて質の高い教育のための教職員等の指導体制の整備
- ◆大学におけるガバナンスの機能強化
- ◆大学の財政基盤の確立と施設整備
- ◆私立学校の振興
- ◆社会教育推進体制の強化 など

東日本大震災からの
復旧・復興支援

図表 1-1-9 第2期教育振興基本計画体系イメージ

		生涯学習 (社会教育・家庭教育等)			
		学校教育			
		就学前	義務教育	高等学校等	大学等
I 四つの基本的方向性に基づく方策					
(1) 社会を生き抜く力の養成					
		成果目標 1: 生きる力の確実な育成		成果目標 2: 課題探求能力の修得	成果目標 3: 自立・協働創造に向けた力の修得
教育内容・方法、 教職員 (質)		【施策 1】教育内容・方法の充実 【施策 2】豊かな心の育成 【施策 3】健やかな体の育成 【施策 4】教員の資質能力向上 【施策 5】幼児教育の充実 【施策 6】特別なニーズに対応した教育		【施策 8】大学教育の質的転換	【施策 11】 現代的・社会的課題に対応した 学習等
質保証		【施策 7】検証改善サイクルの確立 【施策 10】柔軟な教育システムの構築		【施策 9】教育の質保証	【施策 12】 学習の質の保証、学習成果の 評価・活用
キャリア・職業教育、 就職支援		【施策 13】キャリア教育・職業教育、社会への接続支援、中核的専門人材・高度職業人の育成			
成果目標 4: 社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成等					
(2) 未来への飛躍を実現する人材の養成					
新たな価値を創造する 人材		【施策 14】多様で高度な学習機会等の確保			
グローバル人材		【施策 16】外国語教育、双方向の留学生交流・国際交流、大学等の国際化			
成果目標 5: 社会全体の変化や新たな価値を主導・創造する人材等の養成					
【施策 15】卓越した教育研究拠点の形成					
(3) 学びのセーフティネットの構築					
教育費負担軽減		【施策 17】教育費負担の軽減			
学習支援・再チャレンジ		【施策 18】学習や社会生活に困難を有する者への教育支援			
安全・安心		【施策 19】教育研究環境の整備や安全に関する教育など児童生徒等の安全の確保			
成果目標 6: 意欲ある全ての者への学習機会の確保					
成果目標 7: 安全・安心な教育研究環境の確保					
(4) 絆づくりと活力あるコミュニティの形成					
学習を通じたコミュニティ 形成・コミュニティによる 学習支援		【施策 20】活力あるコミュニティ形成に向けた学習環境・協働体制整備			
家庭教育支援		【施策 22】豊かなつながりの中での家庭教育支援			
【施策 21】COC構想					
成果目標 8: 互助・共助による活力あるコミュニティの形成					
II 四つの基本的方向性を支える環境整備					
ガバナンス		【施策 23】現場重視の学校運営・地方教育行政の改革		【施策 26】大学におけるガバナンスの機能強化	*成果目標 1～8の全体に関係 【施策 30】 社会教育推進体制の強化
		【施策 24】きめ細かくて質の高い教育に対応するための教職員等の指導体制の整備		【施策 27】大学の機能強化(機能別分庁)の推進	
基盤整備		【施策 25】良好で質の高い学びを実現する教育環境の整備		【施策 28】大学等の財政基盤の確立・施設整備	
		【施策 29】私立学校の振興			
III 東日本大震災からの復旧・復興支援					

第3部においては、施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項として、的確な情報の発信と国民の意見等の把握・反映、進捗状況の点検及び計画の見直しを挙げています。

第2期計画の根底に流れているのは、我が国の置かれた現状に対する「危機感」です。一律の正解が存在しない今、その「危機感」をそれぞれが当事者として共有し、何もしないことが最大のリスクであるという認識の下で、自ら果たすべき課題を追究し、それぞれの現場で行動することが今まで以上に重要となっています。

文部科学省としては、第2期計画を踏まえ、教育の持つ力と可能性を信じ、社会を構成する全ての国民一人一人と協働しつつ、今後も教育改革に全力で取り組んでまいります。

第3節 教育再生に向けた重要課題

1 教育再生実行会議の開催

(1) 開催の閣議決定

21世紀の日本にふさわしい教育体制を構築し、教育の再生を実行に移していくため、内閣の最重要課題の一つとして教育改革を推進することとしています。そのため、政府では、平成25年1月15日に、「教育再生実行会議」（以下、「会議」とする。）の開催を閣議決定しました。



教育再生実行会議担当室の看板掛けの様子
写真提供：内閣広報室

(2) 会議の構成と目的

会議は、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣兼教育再生担当大臣に加え、座長の鎌田薫氏、副座長の佃和夫氏をはじめとする、教育界、経済界、地方公共団体などの幅広い分野の15名の有識者等から構成され、教育再生を実現するための諸施策についての検討を行っています。

会議では、平成18年から20年の教育再生会議の提言や実績を踏まえながら、教育再生の実行のために直面する事項について、基本的な方向性を集中的かつ迅速に検討することとしています。

図表 1-1-10 教育再生実行会議構成員

○閣僚

内閣総理大臣
内閣官房長官
文部科学大臣兼教育再生担当大臣

○有識者

大竹 美喜	(アフラック(アメリカンファミリー生命保険会社) 創業者・最高顧問)
尾崎 正直	(高知県知事)
貝ノ瀬 滋	(三鷹市教育委員会委員長)
加戸 守行	(前愛媛県知事)
蒲島 郁夫	(熊本県知事)
◎鎌田 薫	(早稲田大学総長)
川合 眞紀	(東京大学教授、理化学研究所理事)
河野 達信	(全日本教職員連盟委員長)
佐々木喜一	(成基コミュニティグループ代表)
鈴木 高弘	(専修大学附属高等学校理事・前校長)
曾野 綾子	(作家)
武田 美保	(スポーツ/教育コメンテーター)
○佃 和夫	(三菱重工業株式会社取締役相談役)
八木 秀次	(高崎経済大学教授)
山内 昌之	(東京大学名誉教授、明治大学特任教授)

◎座長 ○副座長

○オブザーバー

遠藤 利明 衆議院議員
富田 茂之 衆議院議員

(平成25年4月1日現在)

平成25年1月24日に開催された初会合では、安倍総理大臣から、教育再生は経済再生と並ぶ日本国の最重要課題であること、教育再生の最終的な大目標は、世界トップレベルの学力と規範意識を身に付ける機会を保障することであること、18年の教育基本法改正の理念を実現し、教育の再生に全力を挙げて取り組んでいくことなどの挨拶がありました。



会議の様子
写真提供：内閣広報室

(3) 会議の提言の実行について

会議では、いじめの問題、教育委員会の在り方、大学教育の在り方等のテーマについて、順次、改革の方向性を提言してきています。それを受け、文部科学省をはじめとする関係省庁は、その実行のために必要な方策の実施や検討を行うこととしており、特に制度改革を要する事項等については中央教育審議会で、その具体的な実施方策等を調査審議することとしています。このように、提言の迅速な実行のため、文部科学大臣兼教育再生担当大臣が中心となり、内閣を挙げて取り組むこととしています。

2 いじめの問題等への対応について

(1) 第一次提言について

会議では、いじめ等で今も悩み苦しんでいる子供を救うため、最初のテーマとして、いじめ・体罰の問題に関して議論を進め、平成25年2月26日、「いじめの問題等への対応について（第一次提言）」を取りまとめました。この中では、①道徳教育の抜本的充実や新たな枠組みによる教科化の検討、②いじめに対峙していくための法律の制定、③体罰禁止の徹底等、について提言されています。この提言は、3月1日の閣議に報告され、安倍内閣総理大臣から、いじめ・体罰の問題は喫緊の課題であることから、下村文部科学大臣兼教育再生担当大臣を中心として、関係閣僚の連携の下、スピード感を持って提言の実行に取り組むよう指示が出されました。



安倍内閣総理大臣に提言を手交する鎌田座長

(2) 第一次提言を受けた文部科学省の対応について

これを受けて文部科学省では、道徳教育の充実に関する懇談会を開催し、「心のノート」の全面改訂、教員の指導力向上、道徳の教科化の具体的な在り方等についての検討を開始するとともに、いじめ対策等総合推進事業の実施、体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底についての通知の発出、運動部活動での指導ガイドラインの作成等を行っています。

また、第183回国会において成立した「いじめ防止対策推進法」に基づき、いじめの問題に関する対策の実施を一層推進していくこととしています。

図表 1-1-11 いじめの問題等への対応について（教育再生実行会議第一次提言概要）

1. 心と体の調和の取れた人間の育成に社会全体で取り組む。道徳を新たな枠組みによって教科化し、人間性に深く迫る教育を行う。

- 道徳を新たな枠組みによって教科化し、指導内容を充実。
- 効果的な指導方法を明確化し、全ての教員が習得できるよう普及。道徳の教材として具体的な人物や地域、我が国の伝統と文化に根ざす題材等を重視。
- 家庭や地域で大人が率先垂範して一人の人間としての在るべき姿を示し、しつけるべきことをしつける。

2. 社会総がかりでいじめに対峙していくための法律の制定

- いじめに対峙していくための基本的な理念を明示し、いじめの予防・発見・対策をとる体制を整備するため、次のような内容を含む法律の制定が必要。
 - ・いじめの定義を明らかにし、社会総がかりでいじめに対峙していく姿勢
 - ・いじめを絶対に許さず、いじめられている子を全力で守る大人の責務
 - ・いじめに向き合っていく体制（相談体制、関係機関との連携・協力）の構築
 - ・いじめへの迅速かつ毅然とした対応（いじめの通報、被害者支援、加害者指導）

3. 学校、家庭、地域、全ての関係者が一丸となって、いじめに向き合う責任のある体制を築く。

- 学校における相談体制の整備。実態把握のための定期的な調査の実施。
- 学校、家庭、地域、警察等関係機関との連携協力体制を整備することによるいじめ予防。
- いじめ問題への適切な対応に努める学校や教職員を適正に評価。いじめに適切に対処できるよう、教職員研修の充実。養成段階からの専門的・実践的スキルの育成。いじめの態様に応じた解決の成功例やノウハウの蓄積・共有。
- スクールカウンセラー等の配置促進。
- 子どもにきめ細かく対応するため、教職員配置を改善充実し、少人数指導・少人数学級の推進や生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置など学校の取組を支援。
- コミュニティ・スクールの導入など、地域とともにある学校づくりの積極的推進。

4. いじめられている子を守り抜き、いじている子には毅然として適切な指導を行う。

- いじめ発見者が学校等に通報。なお解決されない重大事案は第三者的組織が対応。
- いじめられている子への組織的・継続的ケア。いじている子への段階的・継続的な指導。
- 深刻ないじめが続き、教育上必要があるときは懲戒を行う。いじめられている子を守るために必要なときは出席停止措置等の実施。その際の十分な指導体制の整備。
- 犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものは警察と連携して迅速に対処。

5. 体罰禁止の徹底と、子どもの意欲を引き出し、成長を促す部活動指導ガイドラインの策定

- 懲戒として認められる対応と体罰の区別を明示。関係機関が率先して体罰根絶宣言を行うなど、体罰の禁止を徹底。
- 体罰の根絶を目指し、子どもの自発的行動を促す部活動指導ガイドラインを策定。
- 体罰の訴えや、教員や部活動指導者との関係の悩みなどの相談ができる体制整備。

3 教育委員会制度等の在り方について

(1) 第二次提言について

その後、会議では、教育委員会の在り方について議論を進めました。教育委員会については、①権限と責任の所在が不明確である、②地域住民の意向を十分に反映していない、③教育委員会の審議等が形骸化している、④迅速さ、機動性に欠ける等の課題が指摘されていることを踏まえ、実際に委員による教育委員会会議の視察も行いながら議論を進め、平成25年4月15日、「教育委員会制度等の在り方について（第二次提言）」を取りまとめました。この中では、①地方教育行政の権限と責任を明確にし、全国どこでも責任ある体制を築くこと、②責任ある教育が行われるよう、国、都道府県、市町村の役割を明確にし、権限の見直しを行うこと、③地方教育行政や学校運営に対し、地域住民の意向を適切に反映することについて提言されています。この提言は、同年4月16日の閣議に報告され、安倍内閣総理大臣から、制度発足以来、半世紀以上が経過した教育委員会の抜本的改革により、教育再生の基盤が築かれるものと考えており、提言を着実に実行していくよう指示が出されました。

図表 1-1-12 教育委員会制度等の在り方について（教育再生実行会議第二次提言概要）

1. 地方教育行政の権限と責任を明確にし、全国どこでも責任ある体制を築く。

- 地方公共団体における教育行政の責任体制を明確にするため、首長が任免を行う教育長が、地方公共団体の教育行政の責任者として教育事務を行うよう現行制度を見直す。首長による教育長の任命・罷免に際しては、議会の同意を得ることとし、議会が教育長の資質・能力をチェックする。
- 教育長を教育行政の責任者とするに伴い、教育委員会の性格を改め、その機能は、地域の教育の在るべき姿や基本方針などについて闊達な審議を行い、教育長に対し大きな方向性を示すとともに、教育長による教育事務の執行状況に対するチェックを行うこととする。
- 政治的中立性等を確保するため、特に、教育長が教育の基本方針や教育内容に関わる事項を決定する際には、教育委員会で審議することとするなどの制度上の措置を講ずる。
- 上記の方針の下、新たな地方教育行政体制において、教育委員会で審議すべき事項とその取扱い、教育委員の任命方法、教育長の罷免要件等の詳細な制度設計については、今後、中央教育審議会において更に専門的に審議されることを期待する。その際、新たな教育行政組織の名称について、役割や機能が国民に分かりやすいものとなるように配慮する必要がある。

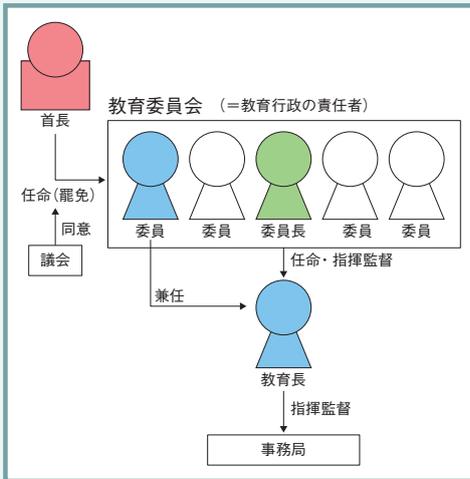
2. 責任ある教育が行われるよう、国、都道府県、市町村の役割を明確にし、権限の見直しを行う。

- 責任ある教育行政が確実に実行されるよう、具体的教育行政については、原則として地方公共団体自らが判断し、責任を負うべきとの前提に立った上で、地方公共団体の教育行政が法令の規定に違反したり、子どもの生命・身体や教育を受ける権利が侵害されたりする場合には、最終的には、国が、是正・改善の指示等を行えるようにすることにより、その責任をしっかりと果たせるようにする。

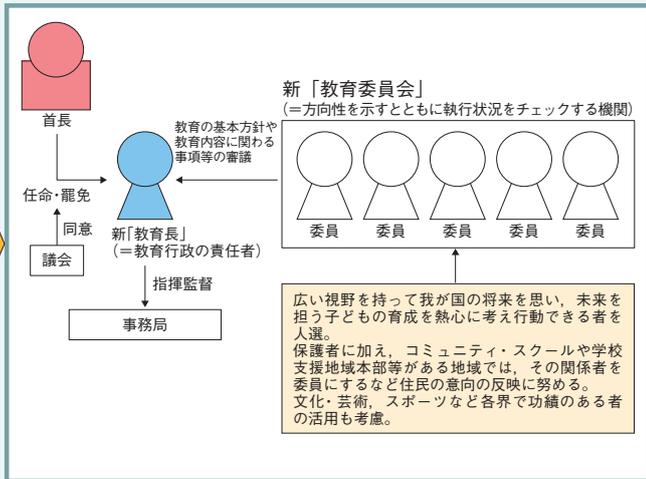
3. 地方教育行政や学校運営に対し、地域住民の意向を適切に反映する。

- 国及び地方公共団体は、教育行政や学校が閉鎖的になることなく、地域と共にある学校づくりを進めるため、コミュニティ・スクールや学校支援地域本部等の設置に努めることとする。その際、こうした取組を検証しつつ、より実効性のあるものとなるよう支援策を講じる。

【現行制度】



【制度改革後のイメージ】



※新「教育委員会」で審議すべき事項とその取扱い、委員の任命方法、新「教育長」の罷免要件等の詳細な制度設計については、今後、中央教育審議会において更に専門的に審議。

(2) 第二次提言を受けた文部科学省の対応について

これを受けて文部科学省では、必要な法律改正の在り方を含めた、より具体的な改革方策について中央教育審議会に諮問しました。今後答申を得て、関係法律の改正案を国会に提出することを目指すなど、提言の実現に向けて取り組んでいきます。



会議の様子
写真提供：内閣広報室

4 これからの大学教育等の在り方について

(1) 第三次提言について

続いて会議では、大学教育・グローバル人材の育成について議論を進め、平成25年5月28日、「これからの大学教育等の在り方について（第三次提言）」を取りまとめました。この中では、①グローバル化に対応した教育環境づくりを進めること、②社会を牽引するイノベーション創出のための教育・研究環境づくりを進めること、③学生を鍛え上げ社会に送り出す教育機能を強化すること、④大学等における社会人の学び直し機能を強化すること、⑤大学のガバナンス改革、財政基盤の確立により経営基盤を強化すること、について提言を行っています。この提言は、同年5月31日の閣議に報告され、安倍内閣総理大臣から、国家戦略として、世界に勝てる大学への改革に取り組んでいくため、提言を着実に実行していくよう指示が出されました。この提言の内容は、同年6月14日に閣議決定された、政府の日本再興戦略に盛り込まれ、その実現に内閣を挙げて取り組むこととされています。

図表 1-1-13 これからの大学教育等の在り方について（教育再生実行会議第三次提言概要）

1 グローバル化に対応した教育環境づくりを進める

- 徹底した国際化を断行し、世界に伍して競う大学の教育環境をつくる。
→海外大学の教育ユニット誘致。日本の大学の海外展開拡大。国際化を断行するスーパーグローバル大学(仮称)。今後10年で世界大学ランキングトップ100に10校以上ランクイン。地域社会のグローバル化を担う大学など
- 意欲と能力のある全ての学生の留学実現に向け、日本人留学生を12万人に倍増し、外国人留学生を30万人に増やす。
→大学入試等におけるTOEFL等の活用。企業等との協力による留学支援の新たな仕組みの創設。ギャップタームにおける留学促進など
- 初等中等教育段階からグローバル化に対応した教育を充実する。
→小学校英語の抜本的拡充(早期化、時間増、教科化、専任教員等)の検討。少人数教育。スーパーグローバルハイスクール(仮称)。国際バカロレア認定校の増(200校に)。
- 日本人としてのアイデンティティを高め、日本文化を世界に発信する。
→国語教育、我が国の伝統・文化についての理解を深める取組の充実。
- 特区制度の活用などによりグローバル化に的確に対応する。

・大学の教育・研究機能を質・量ともに充実!
・平成29年までの5年間を「大学改革実行集中期間」に!

3 学生を鍛え上げ社会に送り出す教育機能を強化する

- 社会人基礎力、基礎的・汎用的能力等の社会人として必要な能力の育成のため、能動的な活動を取り入れた授業や学習法など教育方法を質的転換。学修時間の増加、組織的教育の確立など教学マネジメントを改善し厳格な成績評価を行う。
- 大学・専門学校等は、地域の人材育成ニーズに応えた実践的な教育プログラムを提供し、国が支援。

2 社会を牽引するイノベーション創出のための教育・研究環境づくりを進める

- 国は、10～20年後を見据えた「理工系人材育成戦略」(仮称)策定。国・地方において、「産学官円卓会議」(仮称)設置。
- 大学発ベンチャー支援ファンド等への国立大学による出資を可能に。
- 体系的な博士課程教育の構築など大学院教育の充実。
- 初等中等段階の理数教育強化(専科指導、少人数教育、SSH等)。

4 大学等における社会人の学び直し機能を強化する

- 大学・専門学校等は、職業上必要な高度な知識や、新たな成長産業に対応したキャリア転換に必要な知識の習得など、オーダーメイド型の教育プログラムを開発・実施。
- 国は、大学・専門学校等で学び直しをする者や社会人受講者の数の5年間で倍増(12万人→24万人)を目指し、社会人への支援策、事業主への経費助成を行う。

5 大学のガバナンス改革、財政基盤の確立により経営基盤を強化する

- 国立大学全体の改革工程を策定。年俸制の本格導入などの人事給与システムの見直し、運営費交付金の戦略的・重点的配分など。
- 学長・大学本部の独自予算の確保など、学長がリーダーシップをとれる体制整備。教授会の役割の明確化など法令改正も含めたガバナンス改革。
- 大学の財政基盤の確立、基盤的経費のメリハリある配分。国の公営型資金への間接経費措置。民間資金調達のための税制検討。
- 私立大学における建学の精神に基づく質の高い教育、全学的教育改革を重点支援。教育の質保証の総合的仕組みの構築。
- 学長、知事、産業界の代表等で構成する総理主催の「大学将来構想サミット」(仮称)を開催。

(2) 第三次提言を受けた文部科学省の対応について

今後、文部科学省では、日本再興戦略も踏まえ、制度改正を伴うものについては中央教育審議会等で審議を行い、必要なものについては関係法令を改正するなど、提言の着実な実現に取り組んでいきます。

5 今後の審議予定

現在、会議では高大接続・大学入試の在り方について議論を進めています。さらにその後、6・3・3・4制の在り方等について検討を行うこととしています。

